愛媛県立松山南高等学校

# 学校いじめ防止基本方針

平成２６年２月

（令和元年７月改定）

# 学校いじめ防止基本方針

愛媛県立松山南高等学校

## １　学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。このようないじめは、「どの生徒にも起こり得る」問題であることを、教職員が十分認識し、日常的に生徒の様子に目を配り、保護者や地域からの訴えにも謙虚に耳を傾けるなど、危機感をもって対応していかなければならない。

そこで、本校では、生徒が意欲をもって、安全で充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」に努めるとともに、いじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## ２　いじめとは

(1)　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、本校生徒が所属する集団（学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等）の人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。

更には、インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについてもいじめの範疇とする。

(2)　いじめに対する基本的な考え方（いじめの理解）

ア　「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識

いじめは、いつ、どこで、どの生徒にあってもおかしくない。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生徒の生命、又は身体に重大な危険を生じさせることになる。

イ　「いじめは絶対に許されない」との認識

本校では、いじめ問題を人の命にかかわる重要な問題、「いじめは絶対に許されない」との認識のもと、いじめの未然防止と根絶に向けて体制整備を図る。また、

特定の教職員だけが一人で抱え込まず、チームで迅速かつ万全の対応を行う。

ウ　「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

本校では、教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通った人間関係を構築する能力を養う取組を行う。また、生徒自身がいじめ防止に主体的に取り組む支援を行う。

エ　いじめられた生徒を徹底して守るという認識

本校では、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、「いじめられた生徒の立場」と「相手に寄り添う」という視点に立ち、いじめられる生徒や親がもつ思いや願いを生活背景まで含めて受け止め、いじめられた生徒を徹底して守る。

オ　加害生徒への指導と成長支援の認識

また、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、いじめた行為についてはこれを決して許さないという毅然とした態度で、指導を根気強く行う。一方で、これも教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、当該生徒の抱える問題等への理解を深めつつ、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を送らせ、成長支援の取組を行う。

カ　「心の居場所となる集団を育てる」との認識

教職員は、「一人一人の違いを認める」「人と人とがつながる」という視点が、生徒の心の居場所となる集団を育てることにつながるという認識をもち、いじめの早期発見、対応に努めるとともに、人権尊重の精神を基盤とした生徒理解や仲間づくりなどの取組を、家庭・地域と連携して緊密に進めていく。

(3)　いじめの構造と動機

ア　いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）のほか、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気の形成は、いじめの抑止作用を促すものとなる。

イ　いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、次のものなどが考えられる。

悪口・あざけり、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、パソコンや携帯電話等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、盗む、捨てる

## ３　いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1)　日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次の通りとする。

別紙１　日常の指導体制（未然防止・早期発見）

別紙２　学校行事・ホームルーム活動・いじめ防止委員会年間計画

(2)　緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を次の通りとする。

別紙３　　緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

## ４　いじめの予防

いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」を行う。

本校では、教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を涵養していく。

本校では、担任を中心に、生徒一人一人の家庭環境、成育歴、一人一人の置かれている状況を的確に把握するとともに、教職員全員の共通理解の下、学習指導や学校行事・生徒会活動等において、生徒一人一人が主体的に参加・活躍できるよう支援し、生徒それぞれが心の通じ合うコミュニケーション能力の育成と望ましい集団づくりを行う。

(1)　学業指導の充実

・参加しているという実感の味わえる授業づくりと個別の学習指導
・自己指導能力を育み、規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、分かる授業づくり
・綿密な進路指導

(2)　特別活動、道徳教育の充実

・学校行事・生徒会活動・ホームルーム活動等における自己有用感を育む活動と望ましい人間関係づくり
・ボランティア活動の充実

(3)　教育相談の充実

・面談の定期的実施（４月、８月、１月）
・日常的な相談の実施

(4)　人権教育の充実
・人権・同和教育ホームルーム活動における人権意識の高揚と自己有用感の育成
・講演会等の開催

(5)　情報教育の充実
・教科「情報」における情報モラルと情報管理についての教育の実施

(6)　保護者・地域との連携
・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
・学校公開の実施
・学校評価の実施

(7)　生徒へのいじめ防止基本方針の周知
・入学式・第１学期の始業式での周知
・「悩み等のアンケート」での周知度・理解度の調査
・いじめ相談窓口設置の周知

## ５　いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。発見の際には特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となり、いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等を行うことが可能となる。このことによって事実関係の把握といじめであるか否かの判断をするとともに問題の解決に取り組む。

(1)　いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2)　いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙４

(3)　教室・家庭におけるいじめのサイン

別紙５

(4)　相談体制の整備
・いじめ相談窓口の設置・周知
・面談の定期的実施（４月、８月、１月）

(5)　定期的調査の実施
・アンケートの実施（４月、９月、１月）

(6)　情報の共有

・報告経路の明示・報告の徹底
・職員会議等での情報共有
・要配慮生徒の実態把握
・進級時の引継ぎ

## ６　いじめへの対応

事実関係や態様を迅速かつ正確に把握する。

(1)　生徒への対応

ア　いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

・安全・安心を確保する
・心のケアを図る。
・今後の対策について、共に考える。
・活動の場等を設定し、認め、励ます。
・温かい人間関係をつくる。

イ　いじめている生徒への対応

問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、いじめた行為については、これを決して許さないという毅然とした態度で、根気強く指導する。

・いじめの事実を確認する。
・いじめの背景や要因の理解に努める。
・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
・今後の生き方を考えさせる。
・必要がある場合は懲戒を加える。

(2)　関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する必要がある。「自らを律せよ」の教えの下、一人一人の存在や思いが大切にされる環境を創り出そうとするとき、自分には何ができるか、何をすべきかを考えさせ、共有させることが大切である。

・自分の問題として捉えさせる。
・望ましい人間関係づくりに努める。
・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3)　保護者への対応

ア　いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、個人情報に十分配慮しつつ、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

・じっくりと話を聞く。
・苦痛をともに受け止める。
・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ　いじめている生徒の保護者に対して
事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
・生徒や保護者の心情に配慮する。
・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ　保護者同士が対立する場合など
教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4)　関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア　教育委員会との連携
・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
・関係機関との調整

イ　警察との連携
・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
・犯罪等の違法行為がある場合

ウ　福祉関係との連携
・家庭の養育に関する指導、助言
・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ　医療機関との連携
・精神保健に関する相談
・精神症状についての治療、指導・助言

## 7　ネットいじめへの対応

(1)　ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹誘中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、これらは犯罪行為である。

(2)　ネットいじめの予防

ア　保護者への啓発
・フィルタリング
・保護者の見守り

イ　情報教育の充実
・教科「情報」における情報モラルと情報管理についての教育の実施
ウ　ネット社会についての講話（非行防止教室等）の実施

(3)　ネットいじめへの対処
ア　ネットいじめの把握
・被害者からの訴え
・閲覧者からの情報
・ネットパトロール
イ　不当な書き込みへの対処

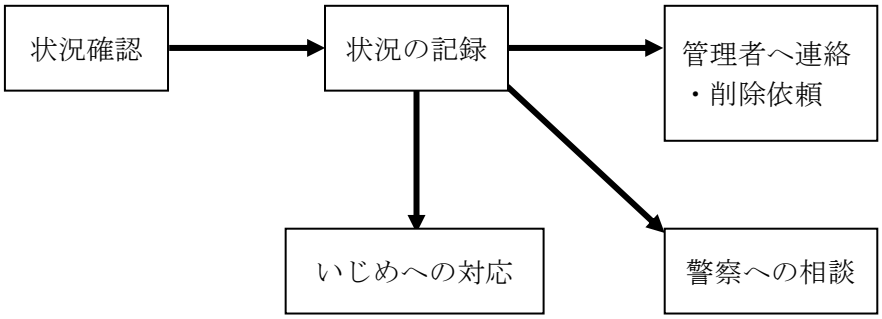


## ８　重大事態への対応

(1)　重大事態とは
ア　生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
・生徒が自殺を企図した場合
・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・高額の金品を奪い取られた場合
イ　生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
・年間の欠席が 30 日程度以上の場合
・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
(2)　重大事態時の報告・調査協力
学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

別紙１

**日常の指導体制**（未然防止・早期発見）

**管　理　職**

・学校いじめ防止基本方針　　・いじめを許さない姿勢
・風通しのよい職場　　・保護者・地域等との連携

**いじめ防止委員会**　【定期開催】

・構成員（別紙３「いじめ対策委員会構成員」と同じ）
・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
・年間指導計画の作成
・校内研修会の企画立案
・調査結果、報告等の情報の整理・分析
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
・要配慮生徒への支援方針
・学校評価の分析

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ対策委員会

**未　然　防　止**

◇学業指導の充実
・学びに向かう集団づくり
・意欲的に取り組む授業づくり
・共感的・支持的な人間関係づくり
◇特別活動、道徳教育の充実
・ホームルーム活動の充実
・ボランティア活動の充実
・自分自身の行為への責任
・いじめ防止を目指した生徒の主体的取組
◇教育相談の充実
・面談の定期開催
◇人権教育の充実
・人権意識の高揚
・講演会等の開催
◇情報教育の充実
◇保護者・地域との連携
・学校いじめ防止基本方針等の周知
・学校公開の実施

**早　期　発　見**

◇情報の収集
・教員の観察による気付き
・養護教諭からの情報
・相談・訴え
（生徒・保護者・地域等）
・アンケートの実施（定期）
・各種調査の実施
・面談の定期開催
（生徒・保護者等）
◇いじめ相談体制の確立
・いじめ相談窓口の設置・周知
◇情報の共有
・報告経路の明示、報告の徹底
・職員会議等での情報共有
・要配慮生徒の実態把握
・進級時の引き継ぎ

**別紙２　学校行事・ホームルーム活動・いじめ防止委員会年間計画（平成３０年度）**

| 学期 | 月 | 学　校　行　事　等 | ホームルーム活動 | いじめ防止委員会 |
|---|---|---|---|---|
| １学期 | 4 | 始業式・入学式・新入生オリエンテーション（いじめ防止基本方針等の説明）<br>生徒総会 | 人権・同和教育意識調査実施 | 第１回いじめに関する調査実施 |
| | 5 | 保健講話（１年・熱中症予防）<br>ＰＴＡ総会<br>リレー・綱引き大会<br>修学旅行・遠足<br>春季避難訓練<br>非行防止教室 | | |
| | 6 | ふれあい体験学習 | 人権・同和教育ホームルーム活動実施 | |
| | 7 | ICT 講演会<br>IRC 講演<br>奉仕活動<br>1 学期ブロックマッチ<br>運動会リーダー研修会<br>大掃除 | | いじめ防止委員会 |
| ２学期 | 8 | 心と体の健康アンケート<br>ブロック会<br>運動会 | | |
| | 9 | 文化祭<br>生徒総会 | | 第２回いじめに関する調査実施 |
| | 10 | 保健講話（２年・性教育） | 人権・同和教育ホームルーム活動実施 | |
| | 11 | 保健講話（３年・メンタルヘルスセミナー）<br>人権・同和教育講演会 | | |
| | 12 | ２学期ブロックマッチ<br>大掃除 | | |
| ３学期 | 1 | 心と体の健康アンケート<br>オール松山南高合同イベント<br>（第 12 回芸術・文化発表会） | 人権・同和教育ホームルーム活動実施 | 第３回いじめに関する調査実施 |
| | 2 | 校内マラソン大会<br>卒業式準備・予行など | | |
| | 3 | 卒業式<br>SSH 研究成果報告会<br>大掃除 | | |

別紙３　緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

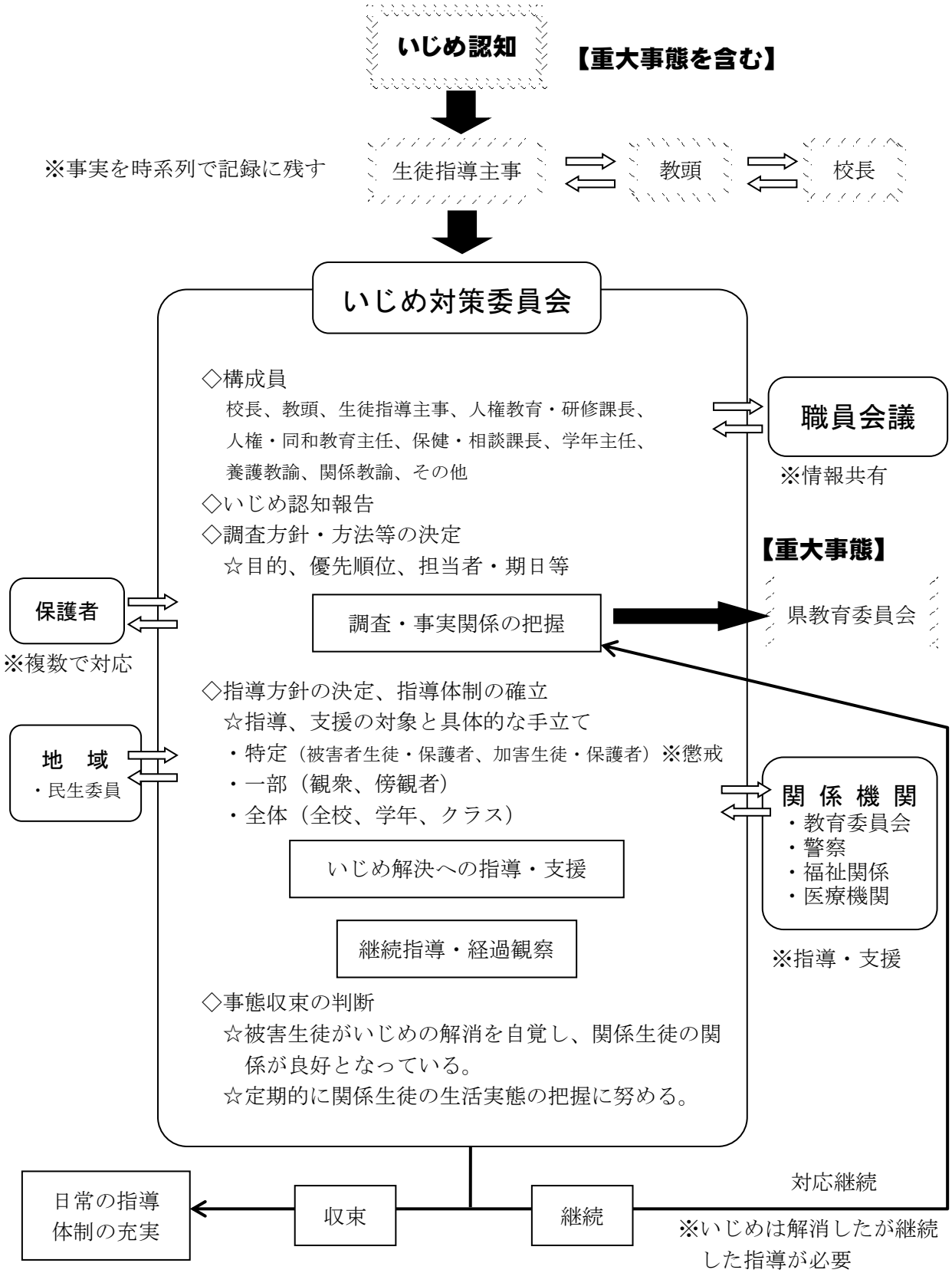

別紙４

## １　いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

| 場　面 | | サ　イ　ン |
|---|---|---|
| 登校時<br>朝のＳＨＲ | | 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。<br>教員と視線が合わず、うつむいている。<br>体調不良を訴える。<br>提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。<br>担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。 |
| 授業中 | | 保健室・トイレに行くようになる。<br>教材等の忘れ物が目立つ。<br>机周りが散乱している。<br>決められた座席と異なる席に着いている。<br>教科書・ノートに汚れがある。<br>突然個人名が出される。 |
| 休み時間等 | | 弁当にいたずらをされる。<br>昼食を教室の自分の席で食べない。<br>用のない場所にいることが多い。<br>ふざけ合っているが表情がさえない。<br>衣服が汚れていたりしている。<br>一人で清掃している。 |
| 放課後等 | | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。<br>持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。<br>一人で部活動の準備、片付けをしている。 |

## ２　いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| | サ　イ　ン |
|---|---|
| | 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。<br>ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。<br>教員が近づくと、不自然に分散したりする。<br>自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。 |

別紙５

## １　教室でのいじめのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

| | サ　イ　ン |
|---|---|
| | 嫌なあだ名が聞こえる。<br>席替えなどで近くの席になることを嫌がる。<br>何か起こると特定の生徒の名前が出る。<br>筆記用具等の貸し借りが多い。 |
| | 壁等にいたずら、落書きがある。<br>机や椅子、教材等が乱雑になっている。 |

## ２　いじめられている生徒の家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。次のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

| | サ　イ　ン |
|---|---|
| | 学校や友人のことを話さなくなる。<br>友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。<br>朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。<br>電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。<br>受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。<br>不審な電話やメールがあったりする。<br>遊ぶ友達が急に変わる。<br>部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 |
| | 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。<br>理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。<br>登校時刻になると体調不良を訴える。<br>食欲不振・不眠を訴える。 |
| | 学習時間が減る。<br>成績が下がる。 |
| | 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。<br>自転車がよくパンクする。<br>家庭の品物、金銭がなくなる。<br>大きな額の金銭を欲しがる。 |